墨田区保育所等整備計画改定の考え方について

1 現保育所等整備計画の成果検証

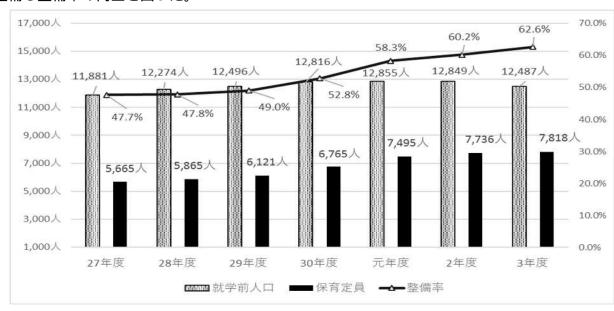
(1)民間活力導入

令和3年度までに公設公営園4園に指定管理者制度を導入した。令和4年度以降は、3園の 公私連携制度の導入を予定している。

		指定管理制	制度の導入	公私連携制度の導入 (予定)			
保育園名	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	6 年度	10年度
亀沢							
長浦							
水神							
すみだ							
ひきふね							
あおやぎ							

(2) 就学前児童数の推移と保育定員、整備率

増加が予測される保育ニーズに対し保育定員を拡充するため、私立認可保育所等を積極的に 整備し整備率の向上を図った。



保育定員増減

27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
_	200人	256人	644人	730人	241人	82人

2 現保育所等整備計画の課題

(1)基幹園の考え方について

ア経過

平成26年度策定の保育所整備指針に基づく取組方針において、保育の質の向上を図るために区内を10ブロックに区分し、各ブロックの基幹園機能を有する施設として公設公営園を設置する方針を示した。

その後、区内の保育所等の急増に対応するため、平成29年度に墨田区保育所等整備計画の見直しを行い、基幹園機能を区役所(子ども・子育て支援部内)に集約し、より効率的・効果的に支援等の機能を確保していくこととした。

子ども文教委員会令和3年9月15日

イ 今後の方向性

平成29年度から基幹園機能を区役所に集約したことから、公設公営園を基幹園化していくことは見直しとする。また、区内を10ブロックに区分するエリア設定についても見直しとする。 見直しに当たっては、公設公営園の役割を明確化し、社会情勢の変化を踏まえながら、民間活力の導入や統合集約など、公設公営園の適正配置の考え方について検討を進めていく。

(2)認定こども園の考え方について

ア 経過

平成27年度策定の保育所等整備計画において、基幹園の候補園について認定こども園への 移行を示し、平成29年4月にたちばな認定こども園、八広認定こども園を開設した。

平成29年度に基幹園機能の見直しを行ったことから、基幹園候補園の前提となる認定こども園への移行も凍結とした。

イ 今後の方向性

認定こども園設置に伴い、子ども施設課に指導主事を配置(教育委員会と兼務)し、幼保連携型認定こども園の教育課程を編成し、保育現場において教育委員会に準じた教育を推進するとともに、小学校教育への円滑な接続を図ってきた。このほか、指導主事による認定こども園への巡回指導を定期的に実施し、保育所における教育の質を確保するなど、養護と教育を一体的に推進してきている。

一方、ハード面においては、公設公営園の認定こども園への移行にあたり、地域支援室の設置等、大規模な施設改修が必要となる。また、子育て施策の喫緊の課題である保育所及び学童クラブの待機児童の解消や医療的ケア児を含む障害児保育への対応を早急に検討する必要もあることから、当面は公設公営園の認定こども園への移行は行わないが、施設改築時等に社会情勢の変化等を踏まえて検討することとする。

なお、私立認可保育園の認定こども園への移行については必要な対応を行っていく。

3 新たな保育所等整備計画に盛り込む主な内容

本計画は、墨田区保育所整備指針(H24.8 策定) 墨田区保育所整備指針に基づく取組方針(H26. 12 策定)及び墨田区保育所等整備計画(H27.9 策定)の実績を基にこの間の社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点で保育所等整備を示すこととする。計画期間は10年間とする。

- (1)保育の現状分析(児童の人口動態等)
- (2)今後の保育所整備の考え方について(公私の役割、公立保育園の適正配置、医療的ケア児受 入れ整備等)
- (3)適正配置対象園選定の考え方・手法等について(統合集約、民間活力の導入)